



## 「基本目標1 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり」についての課題

<p>現計画の方向性</p>	<p>障害の種別にかかわらず、障害者が住み慣れた地域や家庭で安心して自立生活を続けられるよう、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援体制の整備をはじめとして、権利擁護の体制や福祉サービスの充実、福祉のまちづくりの推進など、様々な生活支援策を講じます。</p> <p>また、障害者の地域での見守りや災害時に支援する体制づくりを進めます。</p> <p>(1) 相談体制・情報提供の充実  (2) 権利擁護体制の確立  (3) 障害福祉サービスの充実  (4) 意思疎通支援の充実  (5) 経済的支援の実施  (6) 地域の安全と災害時を想定した対応</p>
<p>国の方針</p>	<p>○「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行（平成28年5月13日）</p> <p>○社会福祉法等改正法（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律）（令和3年4月）</p> <p>○障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年5月）</p> <p>○災害対策基本法が改正され、区市町村において災害時要配慮者の支援を実施するための基礎となる名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が義務付けられた。</p> <p>【障害者基本計画（第5次）】</p> <p><u>差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</u></p> <p>○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組</li> <li>・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進</li> <li>・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進</li> </ul> <p><u>情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</u></p> <p>○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実</li> <li>・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実</li> <li>・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣</li> </ul> <p><u>防災、防犯等の推進</u></p> <p>○災害発生時における障害特性に配慮した支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保</li> <li>・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保</li> <li>・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備</li> </ul> <p><u>自立した生活の支援・意思決定支援の推進</u></p> <p>○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保</li> <li>・障害のあることにも対する支援の充実</li> </ul>

次期計画に向けた  
現状と課題

【現状】

(1) 相談体制・情報提供の充実

- 障害者調査によると、生活上の悩みや困ったことを相談するのはだれ（どこ）かについて、「家族・親族」が61.9%と最も高く、次いで「市役所」が26.2%、「医師・看護師」が22.6%となっています。
- 市の行事、福祉、保健に関することを何で知ったかについて、「市の広報・ホームページ・情報メール」身体障害で50.2%、難病患者で46.5%、「家族・親族」が知的障害で36.6%、「市役所」が精神障害で36.4%と最も高くなっています。
- 今後、市に何を期待するかについて、「相談支援の充実」、「障害福祉サービスに関する情報提供」が2割を超えています。
- 障害児調査によると、子どものことでの悩みや困ったことを相談するのは誰（どこ）かについて、「家族・親族」が73.4%と最も高く、次いで「医師・看護師」が43.8%、「友人・知人」が29.7%となっています。
- 市の行事、福祉、保健に関することを何で知ったかについて、「市の広報・ホームページ・情報メール」が53.4%と最も高く、次いで「市役所」が34.4%となっています。
- 今後、市に何を期待するかについて、「相談支援の充実」が37.5%、「障害福祉サービスに関する情報提供」が34.4%となっています。

(2) 権利擁護体制の確立

- 障害者調査によると、「地域福祉権利擁護事業」や「成年後見制度」の認知について、「名称は聞いたことはあるが、内容はよく知らない」が41.5%と最も高く、次いで「名称も内容も知らない」が33.1%、「名称も内容も知っている」が17.5%となっています。
- 今後、市に何を期待するかについて、知的障害で「成年後見など権利擁護の充実」が15.9%となっています。
- 障害児調査によると、「地域福祉権利擁護事業」や「成年後見制度」の認知について、「名称は聞いたことはあるが、内容はよく知らない」が48.4%と最も高く、「名称も内容も知らない」が34.4%、「名称も内容も知っている」が9.4%となっています。
- 今後、市に何を期待するかについて、「成年後見など権利擁護の充実」が20.3%となっています。

(3) 障害福祉サービスの充実

- 障害者調査によると、現在、利用しているサービス量について、「利用していない」が身体障害で48.5%、難病患者で43.9%、精神障害で38.8%、「十分である」が知的障害で44.1%と最も高くなっています。
- 今後、市に何を期待するかについて、「障害福祉サービスの充実」が26.4%、「障害福祉サービスに関する情報提供」が22.2%、「障害福祉サービス提供事業者の育成」が8.0%となっています。
- 障害児調査によると、現在、利用しているサービス量について、「充分である」が34.4%と最も高く、次いで「利用していない」が29.7%、「少ない」が23.4%となっています。
- 今後、市に何を期待するかについて、「障害福祉サービスの充実」が42.2%、「障害福祉サービスに関する情報提供」が34.4%、「障害福祉サービス提供事業者の育成」が25.0%となっています。

(4) 意思疎通支援の充実

- 障害者調査によると、どのような意思疎通手段、支援を利用しているかについて、「特に必要としない」の割合が48.7%と最も高く、次いで「口話」の割合が29.7%（身体障害：28.1%、知的障害：37.2%、精神障害：31.8%、難病患者：29.8%）となっています。
- コミュニケーションをとる際に困ったり不便に思うことについて、精神障害で「初めての場では、不安になる」が44.6%、知的障害で「まわりの人と意思疎通が十分にできない」が39.3%と高くなっています。
- 障害児調査によると、どのような意思疎通手段、支援を利用しているかについて、「口話」が31.3%と最も高く（身体障害：40.0%、知的障害：30.6%、精神障害：37.5%、難病患者：25.0%）なっています。
- コミュニケーションをとる際に困ったり不便に思うことについて、「まわりの人と意思疎通が十分にできない」が48.4%と最も高く、次いで「初めてのいくところでは、不安になる」が39.1%、「特に困らない」が20.3%となっています。

(5) 経済的支援の実施

- 障害児調査によると、お子さん（宛名の方）のことであなたが悩んでいること、心配に思うことについて、「経済的なこと」が45.3%となっています。

(6) 地域の安全と災害時を想定した対応

- 障害者調査によると、災害発生時、心身の健康面や生活面で困ることについて、「普段の自分の生活が変わってしまうこと」が 37.6%と最も高く、次いで「治療や投薬を受ける必要があること」が 27.8%となっています。
- 災害発生時に自力で避難できるかについて、「支援がないと難しい」が 37.1%（身体障害：39.3%、知的障害：57.9%、精神障害：31.4%、難病患者：30.3%）となっています。
- 今後、市に何を期待するかについて、「災害時の対応に関する情報提供」が 18.1%となっています。
- 障害児調査によると、災害発生時、心身の健康面や生活面で困ることについて、「普段の自分の生活が変わってしまうこと」が 60.9%と最も高く、次いで「普段の相談相手や話し相手と連絡ができなくなること」が 26.6%となっています。
- 災害発生時に自力で避難できるかについて、「支援がないと困難」が 62.5%となっています。
- 今後、市に何を期待するかについて、身体障害で「災害時の対応に関する情報提供」が 40.0%と高くなっています。

**【課題】**

(1) 相談体制・情報提供の充実

- 障害のある人の多様なニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。
- 障害のある人やその家族などが、住み慣れた地域で安心して暮らし、生活を豊かで快適なものとするためには、障害のある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努める必要があります。

(2) 権利擁護体制の確立

- 障害者に対する権利擁護支援においては、長期にわたる意思決定支援や身上保護、見守りが重要であり、利用者の障害特性を理解し、継続的に支援することが求められます。
- 今後、さらに人権・権利擁護を推進していくためには、地域及び当事者の人権・権利に対する意識啓発とともに、成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知とともに権利擁護を担う専門的人材の育成確保にも取り組んでいくことが必要です。

(3) 障害福祉サービスの充実

- 福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、障害のある人の個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が求められています。

(4) 意思疎通支援の充実

- 視覚・聴覚障害のみならず、様々な特性や一人一人の状況、必要性に応じた、コミュニケーション手段の確保に努めていくことが必要です。
- 近年では、情報通信技術の進展が障害者の情報収集やコミュニケーション手段に大きな可能性を広げており、手話通訳者や要約筆記者の確保と合わせ、情報通信機器の有効活用に向けた支援の充実を図っていくことが必要です。

(5) 経済的支援の実施

- 障害のある人が地域で安心して生活していくためには、経済的に安定していることが重要であり、年金や手当の適正な支給や税の減免等、諸制度の周知を推進していく必要があります。

(6) 地域の安全と災害時を想定した対応

- 災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障害者の援護体制の強化を図っていくことが必要です。
- 今後、福祉避難拠点の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制を構築し、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

## 「基本目標2 子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり」についての課題

<p>現計画の方向性</p>	<p>障害児が地域の中で健やかに育ち、その能力や個性を最大限に伸ばせるよう、障害の早期発見、早期療育のための体制の充実に努めるとともに、障害児を支援するサービスの充実や、受け入れる保育施設、学校施設等の環境の整備に努めます。</p> <p>また、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育・保育がなされるようインクルーシブ教育の推進を図ります。</p> <p>(1) 障害の早期発見と障害児の療育支援  (2) 切れ目のない障害児サービスの充実  (3) 特別支援教育・インクルーシブ教育の推進</p>
<p>国の方針</p>	<p>○「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立（平成 30 年 5 月）  ○児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年 6 月）  【障害者基本計画（第 5 次）】  <u>教育の振興</u>  ○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及</li> <li>・教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進</li> <li>・病気療養児への ICT を活用した学習機会の確保の促進</li> </ul>

次期計画に向けた  
現状と課題

**【現状】**

(1) 障害の早期発見と障害児の療育支援

- 発達障害を受け入れるまでに必要な支援について、「診断後の具体的な指導やフォローアップ」が 85.0%と最も高く、次いで「早期療育」が 62.5%、「早期診断」が 55.0%となっています。
- 医療的ケアが必要な児童に関して、どのような支援の充実が必要かについて、「医療的ケア児の通所支援の整備（児童発達支援・放課後等デイサービス）」が 40.6%と高くなっています。
- 発達に関する不安や障害のあるお子さんが、早期に適切な支援を受けるために必要なことについて、「専門家による相談体制の充実」が 65.6%と最も高く、次いで「児童発達支援センターの設置」が 51.6%、「障害児通所支援事業所の充実」、「関連するサービスについての情報提供の充実」が 45.3%となっています。

(2) 切れ目のない障害児サービスの充実

- 通園・通学する上で困っていることについて、「特に困っていない」が 28.1%と最も高く、次いで「登下校(園)」が 26.6%、「選択できる園や学校が少ない」が 25.0%となっています。
- 今後、市に何を期待するかについて、「就労支援の充実」が 43.8%と最も多高く、次いで「障害福祉サービスの充実」が 42.2%、「相談支援の充実」が 37.5%となっています。

(3) 特別支援教育・インクルーシブ教育の推進

- 医療的ケアが必要な児童に関して、どのような支援の充実が必要かについて、「医療的ケア児の教育に関する支援」が 32.8%となっています。
- 通園・通学する上で困っていることについて、身体障害で「教育や療育に関する情報が少ない」が 26.7%となっています。

**【課題】**

(1) 障害の早期発見と障害児の療育支援

- 乳幼児期における健康診査等において、疾病・障害や育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要です。
- 障害のある子どもが、地域で暮らしながら専門的な療育を受けられる体制や、障害の特性に応じた療育を実施するため、指導方法等の工夫や改善を図っていくことが求められます。

(2) 切れ目のない障害児サービスの充実

- 障害のある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供が必要となっています。
- 関係機関と連携した包括的かつ重層的な支援体制・相談体制の充実と情報共有や、放課後等デイサービスなど障害児サービスの充実を推進していくことが必要です。

(3) 特別支援教育・インクルーシブ教育の推進

- 特別支援教育の視点を持つ教員を育成し個々に応じた指導と同時に、多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させることにより、障害の有無にかかわらずいきいきと学び、共に育つ場の環境整備がさらに必要となっています。
- 一人一人の状況に応じたきめ細かな保育・教育がなされるよう、より一層のインクルーシブ教育に向け、体制の強化を図ることが必要です。

「基本目標3 地域の理解のもと障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり」についての課題

<p>現計画の方向性</p>	<p>障害者が、個性や能力を最大限に発揮し、社会活動へその人らしくいきいきと参加している地域社会づくりを推進します。社会参加の最たるものともいえる就労については、働く意欲のある人が、自分に合った働き方ができ、生きがいを感じられる機会が広がる環境づくりを推進するとともに、就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進します。</p> <p>また、障害者への差別や偏見をなくし、障害への配慮が行き届き、障害の有無にかかわらず、共に安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。</p> <p>(1) 障害の理解と合理的配慮の推進  (2) 社会参加の促進  (3) 外出支援施策の推進  (4) 就労の支援・促進</p>
<p>国の方針</p>	<p>○「障害者権利条約」の国会承認（平成26年1月）  ○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一部改正（令和3年5月）  ○「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行（平成30年6月）  ○「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を公表（平成31年3月）  【障害者基本計画（第5次）】</p> <p><u>安全・安心な生活環境の整備</u>  ○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進  ・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化  ・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進  ・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備  ・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進</p> <p><u>雇用・就業、経済的自立の支援</u>  ○総合的な就労支援  ・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援  ・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用  ・農業分野での障害者の就労支援（農福連携）の推進</p> <p><u>文化芸術活動・スポーツ等の振興</u>  ○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備  ・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり  ・日本国際博覧会（大阪・関西万博）の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり  ・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり</p>

**【現状】**

(1) 障害の理解と合理的配慮の推進

- 障害者調査によると、外出のときに困ることについて、知的障害で「障害や症状が理解されにくい」が40.0%となっています。
- 障害又は難病が原因で人権を損なう扱いを受けた経験について、精神障害で「障害を理由に退職を迫られた」が12.8%、「暴言・暴力による虐待を受けた」が19.8%となっています。  
また、「差別用語が使われた」が知的障害で15.2%、精神障害で17.8%となっています。
- 今後、市に何を期待するかについて、精神障害で「障害者差別解消・障害者理解の促進」が31.4%となっています。
- 障害児調査によると、障害を受け入れる過程で困難に感じたことについて、「家庭及び周囲の不理解」が35.0%となっています。
- 外出のときに困ることについて、「障害や症状が理解されにくい」が46.9%と最も高くなっています。
- 通園・通学する上で困っていることについて、身体障害で「生徒や職員などの障害への理解」が40.0%となっています。
- 障害又は難病が原因で人権を損なう扱いを受けた経験について、「特にない」が53.1%と最も高く、次いで「差別用語が使われた」が17.2%、「受診や治療を断られた」が10.9%となっています。
- 今後、市に何を期待するかについて、「障害者差別解消・障害者理解の促進」が31.3%と高く（身体障害：46.7%、知的障害：30.6%、精神障害37.5%）なっています。

(2) 社会参加の促進

- 障害者調査によると、楽しみや生きがいについて、「趣味・娯楽」が51.3%と最も高く、次いで「友人とのつきあい」が29.4%、「旅行」が25.7%となっています。
- 今後やってみたいことについて、「旅行」が36.8%と最も高く、次いで「趣味・娯楽」が31.7%、「特にない」が26.9%となっています。
- 今後、市に何を期待するかについて、「文化、スポーツ活動の充実」が7.0%となっています。
- 障害児調査によると楽しみや生きがいについて、「趣味・娯楽」が70.3%と最も高く、次いで「家族との団らん」が54.7%、「学校・学習活動」が37.5%となっています。
- 今後やってみたいことについて、「趣味・娯楽」が40.6%と最も高く、次いで「スポーツ」が34.4%、「友人とのつきあい」が31.3%となっています。
- 今後、市に何を期待するかについて、「文化、スポーツ活動の充実」が9.4%となっています。

(3) 外出支援施策の推進

- 障害者調査によると、外出する際の最も多い手段について、「自家用車」が28.8%と最も高く、次いで「徒歩」が20.0%、「自転車」が12.6%となっています。
- 今後、市に何を期待するかについて、身体障害で「移動手段の確保」が21.2%となっています。
- 障害児調査によると、外出する際の最も多い手段について、「自家用車」が48.4%と最も高く、次いで「徒歩」が23.4%となっています。
- 今後、市に何を期待するかについて、「移動手段の確保」が7.8%となっています。

(4) 就労の支援・促進

- 障害者調査によると、現在の就労状況について、「今後も働く予定はない」が身体障害で36.9%、難病患者で31.1%、「今後も現在の仕事を続けたい」が知的障害で51.0%、「働けない状況にある」が精神障害で32.2%と最も高くなっています。
- 就労継続のために必要だと思う支援について、「企業の障害（疾病）理解の促進」が41.6%と最も高く、次いで「専門機関による定期的な面談や必要時の相談体制」が27.8%、「通勤のための支援」が19.4%となっています。
- 今後、市に何を期待するかについて、精神障害で「就労支援の充実」が28.3%となっています。
- 障害児調査によると、今後、市に何を期待するかについて、「就労支援の充実」が43.8%と最も高くなっています。

**【課題】**

(1) 障害の理解と合理的配慮の推進

- 差別解消や合理的配慮に向けた具体的な行動につながるよう、障害に関する正しい知識を市民の中に広げていくため、法の趣旨や障害のある人に対する理解を深める啓発活動を進めることが必要です。

## (2) 社会参加の促進

○スポーツ・レクリエーションや文化活動は、障害のある人の生活をより豊かにし、生きがいにつながるるとともに、地域におけるさまざまな交流機会ともなることから、能力・個性・意欲に応じて積極的に参加できる環境づくりが必要です。

また、芸術文化活動や余暇活動を通じた人との相互交流や障害の理解について、啓発を図る必要があります。

## (3) 外出支援施策の推進

○買い物や通勤・通学、通所・通院等の日常生活だけでなく、積極的に地域活動に参加するためには、移動手段の確保は欠かせません。また、障害のある人の外出を支援するために、公共交通機関等の移動手段をより利用しやすくする必要があります。

## (4) 就労の支援・促進

○障害者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障害者がその能力や適性に応じて、より力を発揮できるよう取り組むことが必要です。

○一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、就労環境の改善や企業内での障害への理解の促進に積極的に取り組んでいく必要があります。

## 「基本目標4 障害のある人の地域生活の基盤づくり」についての課題

<p>現計画の方向性</p>	<p>障害者の地域生活支援体制を整えるため、「地域活動支援センター」など日中活動の場の確保、グループホームなどの居住の場の確保、「生活訓練」など各種支援サービスの実施により、障害者の地域生活を支援するための基盤づくりを進めます。</p> <hr/> <p>(1) 日中活動の場の確保  (2) 居住の場の確保  (3) 保健・医療サービスの充実  (4) 地域移行・地域定着の支援と促進</p>
<p>国の方針</p>	<p>○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年9月）  ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正（令和4年12月）  ○難病の患者に対する医療等に関する法律の改正（令和4年12月）  【障害者基本計画（第5次）】  <u>保健・医療の推進</u>  ○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消  ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援  ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築  ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討  <u>自立した生活の支援・意思決定支援の推進</u>  ○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実  ・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保  ・障害のあることに対する支援の充実</p>

**【現状】**

(1) 日中活動の場の確保

- 障害者調査によると、働く場や活動の場を充実させるために必要だと思うものについて、「自分に合う仕事の紹介や相談をしてくれるところ」が28.5%と最も高く、次いで「特に必要なものはない」が24.9%、「日常生活の支援、日常的な相談や地域交流活動を行う施設」が18.5%となっています。
- 日中はどこで過ごしているかについて、「自宅」の割合が65.1%（身体障害：72.5%、知的障害：24.8%、精神障害：62.0%、難病患者：62.3%）と最も高くなっています。
- 障害児調査によると、日中はどこで過ごしているかについて、「特別支援学校」35.9%と最も高く、次いで「小・中学校・高校」が34.4%となっています。

(2) 居住の場の確保

- 障害者調査によると、今後、サービスをどのように利用したいかについて、「家族との同居ができなくなったら、グループホームや施設に入所したい」が21.7%と最も高く、次いで「自宅で在宅サービスを継続利用したい」が21.6%となっています。
- 障害児調査によると、今後、サービスをどのように利用したいかについて、「家族との同居ができなくなったら、グループホームや施設に入所したい」が35.9%と最も高くなっています。

(3) 保健・医療サービスの充実

- 障害者調査によると、健康管理や医療に関して困ったり不便に思うことについて、精神障害で「通院に時間がかかる」が38.4%、知的障害で「介護者や家族が体調不良になった場合に、医療機関に行けなくなる」が30.3%と最も高くなっています。
- 障害児調査によると、健康管理や医療に関して困ったり不便に思うことについて、「介護者や家族が体調不良になった場合に、医療機関に行くことができない」が42.2%と最も高く、次いで「通院に時間がかかる」が40.6%、「障害や疾病に対応できる専門的な医療機関が身近にない」が34.4%となっています。

(4) 地域移行・地域定着の支援と促進

- 障害者調査によると、今後、市に何を期待するかについて、「障害者に配慮したまちづくり」が21.1%、「地域定着支援の充実」が5.9%となっています。
- 障害児調査によると、今後、市に何を期待するかについて、「障害者に配慮したまちづくり」が20.3%、「地域定着支援の充実」が9.4%となっています。

**【課題】**

(1) 日中活動の場の確保

- 障害者が地域で自分らしく生活するため、障害者が自分の希望や状態にあった日中活動を選んで利用できるよう、引き続き障害福祉サービスの「日中活動系サービス」や「地域活動支援センター」などの様々な日中活動を提供できるようにすることが必要です。

(2) 居住の場の確保

- 障害のある人が住み慣れた地域で安定した生活を継続するためには、障害の状況に応じた居住の場を整えることが大切です。
- 障害のある人が望む住まい方を基本として、地域で自立し、安定した社会生活を送り続けるための環境づくりや経済的支援を引き続き進めていかなければなりません。

(3) 保健・医療サービスの充実

- 保健や医療の支援が必要な障害のある人が地域で暮らし続けていくために、保健・医療サービスと福祉サービスとの連携が必要です。
- 住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。今後、障害者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要となります。

(4) 地域移行・地域定着の支援と促進

- 精神障害者の地域移行を進めていくためには、地域で医療を受けながら安定した生活を送ることができるように、居住の確保や医師、保健師、相談支援専門員等の連携による支援の充実を図ることが必要です。また、精神障害のある人が地域で暮らし続けるために、状態が不安定な急性期の受入れ対応についても検討が必要です。